

《反社会的勢力の排除に関する条項》

(お客様：借受人、高栄企業：貸渡人、自動車リース契約の連帯保証人：連帯保証人 にて記述)

借受人は、再リースの契約に関し、以下の条項が適用される事を異議無く承諾します。

- ① 借受人は、自己、自己の役員及び連帯保証人(連帯保証人の役員を含む。以下同)につき次の各号が真実であることを表明し、かつ将来にわたっても次の各号を維持することを確約します。
 1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下反社会的勢力という)に該当していないこと
 2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有していないこと
 3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していないこと
 4. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力の威力を利用していると認められる関係を有していないこと
 5. 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有していないこと
 6. 前各号の他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- ② 借受人は、自らまたは第三者を利用して次の各号を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 相手方との取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用いるもしくは、威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為
 5. 前各号に準ずる行為
- ③ 借受人が前二項に違反した場合(第一項に基づく表明が虚偽であった場合及び借受人の役員が前項各号の何れかを行った場合を含む)、または連帯保証人が前項各号の何れかを行った場合、貸渡人は催告を要しないで再リース契約を解除することができるものとする。尚、この場合借受人は貸渡人が被った損害(再リース料残額、残存価額および諸費用相当額を含む)の賠償および貸渡人に対する車両の返還(登録手続きを含む)を行います。
- ④ 前項に基づき再リース契約が解除された場合であっても、貸渡人は借受人に対して損害賠償その他一切の責任を負いません。